

令和5年度第4回古賀市上下水道事業経営等審議会 会議録
(要点筆記)

【会議の名称】

令和5年度第4回 古賀市上下水道事業経営等審議会

【開催日時】

令和5年10月2日(月) 10:00~11:15

【開催場所】

古賀市役所 第2庁舎4階 402会議室

【傍聴者数】 0人

【出席者】

委員：木下委員(会長)、浦野委員(副会長)、西本委員、宮崎委員、中島委員、渋田委員、吉村委員
事務局：小山建設産業部長、足立上下水道課長、渋田参事補佐兼上水道係長、大砂総務・上水道管理係長、真崎下水道管理係長、三原下水道係長、松岡給排水係長、廣田業務主査、安武業務主査、向井業務主査、龍主任主事

【会議の内容】

午前10時00分開会

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

(1) 下水道使用料の料金算定について

●下水道管理係長：以下の資料に基づき説明

資料1「汚水排出量別下水道使用料の負担割合の調整について」

1. 当初案における汚水排出量別の下水道使用料〔1ページ〕

- ・1ページは前回の第3回審議会にて提示した汚水排出量別の下水道使用料の表(=当初案)である。
- ・当初案では負担増加率について、割合で比較すると多少上下はあるが金額でみた場合、増加額としては汚水排水量の多いもののほうが大きいので、算定結果にあえて細かい調整を行わずにそのまま提示した。
- ・この当初案に対して、排出量の少ないものの方が、排出量の多いものと比べて負担増加の割合が高いのは問題ではないかというご意見をいただいた。
- ・結果についてはさまざまな捉え方があり、ご意見をいただいたように増額割合を一律にするとい

う方法もあるため、今回、増額割合を一律にした場合の表（＝変更案）も作成した。

2. 負担割合調整後における汚水排出量別の下水道使用料（変更案） [2 ページ]

- ・ 2 ページは負担割合調整後の汚水排出量別の下水道使用料の表（＝変更案）である。
- ・ 排出量 7 m³までは元々、一律の料金設定だったため、今回変更案を作成するにあたって負担増加率を一律にすることはできなかったが、8 m³以降は一律 10%で増額するように排出量別の単価を調整した。

3. 当初案と負担割合調整後（変更案）における従量料金単価の比較 [3 ページ]

- ・ 3 ページは増加割合を一律にする前の当初案と、一律にした後の変更案の従量料金単価を比較した表である。
- ・ 8 m³～30 m³以下の単価が①当初案と比較して②変更案では下がっており、逆に 30 m³～500 m³の単価が少し増額となっている。30 m³～500 m³以下の単価の調整でうまくバランスが取れたため、500 m³以上については単価を変えていない。

4. 当初案と負担割合調整後（変更案）における排出量別の下水道使用料の比較 [4 ページ]

- ・ 4 ページは排出量別の下水道使用料を、増加割合を一律にする前と後で比較した表である。
- ・ 30 m³までが当初案と比較して、一律値下がりし最大 34 円の減額となり、そこから徐々に負担額が増加していき 50 m³で 46 円、最大で 1,346 円の増額となった。

5. 当初案と負担割合調整後（変更案）における単価別の収入見込み比較 [5 ページ]

- ・ 5 ページは当初案と変更案における単価別の収入見込みの比較表である。
当初案は、令和 4 年度の単価別の負担割合を参考に、有収水量の見込みから料金単価を算定した。1 円未満は一律切り上げとし、それをそのまま単価として提案していた。
- ・ この当初案の場合、実際に料金単価別の負担割合がどうなるかを、⑤単価別収入見込割合と②超過使用料収入割合（R4 年実績）とで比較すると、概ね 0.1%の範囲内でズレがあり、最も大きなズレが生じていたところが、1,000 m³より多い区分で 0.7%減となっていた。
- ・ 今回ご意見をいただき、負担割合を一律 10%に調整し再算定をして⑦単価別収入見込割合を出した。これと②超過使用料収入割合（R4 年実績）と比較すると、当初危惧していた大口利用者への過度な負担もなく、一律にそろえる程度だと単価別負担割合は誤差の範囲内に収まったのではないかと考える。
- ・ 当初案と比較、検討した結果、単価別負担割合に多少変更はあるものの、一律 10%の値上げとなるように単価の設定をする変更案のほうが、料金収入の見込み額の合計は令和 6～8 年度で徴収が必要な経費の見込みに近づくことから、少しでも市民への負担を減らすことができる。また、一律の値上げとしたほうが市民にもわかりやすいのではないかという結論に達した。

〔質 疑〕

委 員：3 ページの「3. 当初案と負担割合調整後における従量料金単価の比較」の部分について再度説明してほしい。

事務局:3ページの新料金①が当初案、②が一律10%になるよう調整後の排出量別の単価である。
当初案では、排出量30 m³以下の方が11%値上げになった一方で、排出量が多く単価の高い方が9%に下がっているため、排出量ごとの下水道使用料の負担割合が一律10%になるように排出量別の単価を調整した。

会長:それでは、審議会として答申案を作成するにあたり、使用料の改定について「当初案」と今回の「変更後の案」と、どちらを採用するか決めたい。
当初案と比較して変更案は、1.10%に統一したことで、改定案としては市民にとって分かりやすい印象を持った。
最終的にどちらの案が良いかを定めるため、この場で議論したい。

〔質 疑〕

委員:今回の提案では当初案か変更案かの二者択一となっているが、両方の案をミックスさせ新たな提案をするということは可能か。

事務局:今回、当初案と変更案と提案させていただいた。ミックス案では料金設定についての説明が複雑になるため、事務局では当初案か、今回新たに算定しなおした一律1.1の変更案のどちらかにしていただきたい。

会長:1.1にまとめた変更案のほうが、市民に対しての説明もしやすく、理解も得られやすいのではないか。

委員:二者択一なら今、会長が発言した変更案のほうが、平等感があってわかりやすいと思う。わかりやすいことが大事ではないかと考える。変更案がよい。
しかし、副会長が提案しようとしてされていた「第三案」の内容は聞いてみたい。

委員:これまでの資料の内容を踏まえたうえで、今後の下水道事業の収入状況について考えると、やはり値上げは若干必要だと思っているし、大口利用者と一般利用者の負担割合について説明できるようにしておく必要があるのも理解している。
私の個人的な見解ではあるが、排出量30 m³までは当初案の1.11とし、50 m³以下からあとは変更案1.10にするというのはいかがか。
当初案1.11と修正後案1.10の両方を組み合わせることで、今後の収入見込を考えた場合、かなり安定的な経営が可能になるのではないか。
また、同時に一般向けは30 m³以下が当初案1.11、大口向け50 m³以下からあとは1.10となるので、大口利用者としては、一般よりも上げ幅を少し下げているという説明も可能ではないかと思った。

事務局:最初に大口利用者と小口利用者で負担割合に差があることに問題があるのではないかと

というご意見をいただき、今回一律10%という形で提案させていただいた。
実際10%でそろえた場合でも、必要な経費の見込みにより近い形で収入は見込まれる。

委員：承知した。

会長：排出量のランクによってその差があるのはいかかなものかというご意見があり、今回、改正案を事務局が準備している。このため、当初案か変更案かのどちらかということをお願いしたい。

皆さんのご意見から、変更案の料金体系で決定してもよろしいか。

委員：反対である。確かに色々ご意見はあると思うが、電気やガスなどは大口使用者である業者にそれなりの割引が適用されている。

最初に企業誘致の話あったが、古賀市の魅力をどうやって発信していくかについて考える必要があり、何らかの出店のメリットが必要である。

今回は事業者の立場で出席しているためその立場から申し上げたい。

請求書発行や収入手数料は大口利用者も小口利用者も1件あたりにかかる事務コストは一緒ではないか。

事務局：はい。

委員：一緒だ。だから大きな収入を得るために、その部分のコストは少なく負担はかかってないと考え、それなりの割引があってしかるべきではないかと考える。市民目線でいえば、一律がよいということもわかるが、市民だけでこの事業が成り立っているわけではないと考え、大口利用者のこともある程度考えていただく必要があるのではないかと考える。

事務局：参考まで、大口利用者の方を1,000 m³で比較した場合、10%に上げてても他市町と比較してもまだ古賀市は安いほうだ。

今回の一律10%に上げることによって大口利用者の負担が他市町に比べて大幅に上がるというものではないと考える。

会長：当初の料金設定のときから、大口利用者と小口利用者の料金体系を比較すると、大口利用者に対して負担軽減が図られているため、一律に比率が上がっても当初の差は確実に守られると考える。

仮に、当初案のとおり排出量が多くなればなるほど大口利用者の負担率が減ってくるのであれば、小口利用者である一般市民との間にもどんどん差が広がってしまうことになる。

〔採決（多数決）〕

会長：以上で意見がないようであれば、多数決をとることにする。

当初案 賛成 2 名：西本委員、中島委員

変更案 賛成 4 名：浦野委員、宮崎委員、渋谷委員、吉村委員

会 長：多数決の結果、変更案を採用することに決定する。

午前 10 時 25 分休憩

午前 10 時 35 分再開

(2) 上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方についての答申案について

会 長：審議会を再開する。

上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方についての答申案について。これまで審議した内容を基に答申案を作成したので内容の確認をお願いしたい。

----- ● ----- ● -----

会 長：答申案について、この案でよければ、これを答申とする。

午前 10 時 40 分休憩

午前 10 時 50 分再開

会 長：審議会を再開する。配付した答申書の確認をお願いしたい。

事務局：事務局で、下記の 3ヶ所を文字修正した。

① 1 枚目 (1) の文章の上から 3 行目

「渡って」 → 「わたって」

② 3 枚目、【公共下水道事業】部分、上から 7 行目

「9 2 4 . 0 3 1 千円」 → 「9 2 4 , 0 3 1 千円」

③ 3 枚目、下から 9 行目

「更に」 → 「さらに」

会 長：日付の間違いや誤字、脱字等ないか。この案でよければこれを答申とする。

・答申に委員全員が署名

・市長入室

----- ● ----- ● -----

4. 上下水道事業の経営や今後の料金等のあり方についての答申について

- ・会長、別紙「上下水道事業の経営や今後のあり方について(答申)」を音読後、市長に提出

市長：委員の皆様、熱心にご審議いただきありがとうございました。

結論的には、水道事業はこの時点ではこのままで、下水道事業は非常に危機的な状況のため料金値上げの検討を必要とするという答申だと理解している。

水道事業については、今回触れられていないが、本日の答申を踏まえたうえで、近々に浄水場の今後についてもしっかりと結論を出さなければいけない状況である。

ひとまず、現時点での答申の内容として受け止めさせていただき、今後の事業運営にしっかりと生かしていきたいと考える。

本当にありがとうございました。

- ・市長退室

5. その他

事務局

- ・報酬は10月25日水曜日までに支払う。
- ・第3回審議会会議録確認書を会議終了後に提出のこと。
- ・本日の第4審議会の会議録は作成後に郵送する。会議録確認書を同封するので確認後返送のこと。

会長：以上で、令和5年度第4回古賀市上下水道事業経営等審議会を終了する。

なお、今年度の審議会は当会議をもって終了である。

皆様、ありがとうございました。

午前11時15分終了